

平成14年11月11日

消防消第221号

消防救第234号

各都道府県消防主管部長 様

消防庁消防課長

消防庁救急救助課長

鉄道災害における安全管理体制の確保について

平成14年11月6日、大阪市の鉄道軌道敷地内において活動中の消防職員2名が走行中の列車と接触し、1名が殉職、1名が負傷するという大変痛ましい事故が発生しました。鉄道災害の場合には列車との接触、感電等の二次災害が発生する危険が高く、鉄道事業者側における十分な安全管理体制の確保のもと、消防機関と鉄道事業との十分な連携・協力体制に基づく消防活動を行うことが必要です。

鉄道災害時の鉄道事業者との連携については、「鉄道災害への対応について」（平成13年10月17日付消防救第296号救急救助課長通知）に基づき実施していただいているところです。

当面、再発防止の観点から、改めて同通知について確認し鉄道事業者と協議すべき項目について徹底するとともに、特に今般の事故が、救助活動中の鉄道事業者側における安全確保が適切でなかったという状況を踏まえ、鉄道事業者に対して消防機関への連絡体制の確立の再確認を求めるなど、二次災害防止のための安全管理に万全を期するよう、貴都道府県内消防本部（消防の事務を処理する組合を含む。）に周知願います。

なお、別紙のとおり、国土交通省からも各鉄道事業者を指導する旨、各地方運輸局鉄道部長あて通知されていることを申し添えます。

国 鉄 技 第 1 1 7 号

平成14年11月11日

北海道	}	運輸局鉄道部長あて（単名各通）
東北		
北陸信越		
関東		
中部		
近畿		
中国		
四国		
九州		

鉄道局安全対策室長

鉄道災害発生時の緊急体制の再確認等について

平成14年11月6日、列車と接触し負傷した公衆を救助するため、線路内に立ち入った消防職員2名が後続列車と接触し死傷するという大変痛ましい事故が発生した。

鉄道災害発生時における救急体制については、平成13年11月6日付け国鉄技第82号により、消防機関からの消防救助活動に関する協議への対応等について遺漏なきよう通達していたところであるが、今般の事故において救助作業中の安全確保が適切でなかったことに鑑み、貴局管内の鉄軌道事業者に対し、鉄道災害発生時の緊急体制を再確認し、二次災害防止のための安全管理を徹底するよう指導されたい。

また、消防庁では、この事故に鑑み、各都道府県の消防機関に対し別紙のとおり通達されているので、適切に対応するよう併せて指導されたい。